

端野まちづくり協議会  
会長 北川正美様北見市長 櫻田真人  
(企画財政部地域振興課)

## 北見市地域公共交通会議委員の推薦について (依頼)

師走の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、日頃より、当市における市政の運営につきまして特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北見市は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成23年1月に北見市地域公共交通会議を設置させていただき、貴会より委員1名を派遣していただいているところでありますが、委員につきましては、平成25年1月30日をもちまして任期満了となります。

つきましては、任期満了に伴い、引き続き貴会より委員1名を当会議に派遣していただきたく、別紙のとおり推薦書等を送付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

## 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 委嘱期間 | 平成25年1月31日～平成27年1月30日 (2年間)  |
| 2. 開催頻度 | 年3～4回程度 (本年度は5回予定)   |
| 3. 報酬   | 北見市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給 報酬 3,200円/回 (別途交通費)  |
| 4. 依頼事項 | 別紙「委員推薦書」「委員就任承諾書」及び「報酬等口座振込依頼書」を、平成25年1月29日(火)までに下記事務局へご返送くださいますようお願いいたします。                           |
| 5. その他  | 委員改選後に開催を予定しております平成24年度第5回北見市地域公共交通会議につきましては、現在のところ2月下旬を予定しておりますが、詳細については、委員になられる方ご本人に、後日改めてご連絡申し上げます。 |

**【事務局】** 北見市企画財政部地域振興課**【担当者】** 奥原・横山

〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地

Tel 25-1128 (直通) Fax 24-1101

E-mail [chiikishinko@city.kitami.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.kitami.lg.jp)

# 北見市地域公共交通会議設置要綱

## （目 的）

第1条 市内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）の規定に基づき、北見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

## （協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

## （組 織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 市民（バス利用者）の代表
- (5) 各自治区まちづくり協議会の代表
- (6) 公共交通に関する学識を有する者
- (7) 北海道警察北見方面本部が指名する者
- (8) 北海道運輸局北見運輸支局が指名する者
- (9) 北海道開発局網走開発建設部が指名する者
- (10) オホーツク総合振興局が指名する者
- (11) 北見市副市長
- (12) 北見市長が指名する職員

2 第1項第1号から第3号、第7号から第10号及び第12号で掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、北見市副市長をもって充て、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見・説明等を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については、十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱)

第7条 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会をおくことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、北見市企画財政部地域振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

北 介 福 第 3 5 0 号  
平成 2 5 年 1 月 1 0 日

端野まちづくり協議会 様

北見市長 櫻 田 真 人  
( 公 印 省 略 )

北見市福祉有償運送運営協議会委員の推薦依頼について

新春の侯、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素、北見市の保健・医療・福祉行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北見市福祉有償運送運営協議会は、道路運送法第79条により、特定非営利法人等によるボランティア輸送としての有償運送を行う場合、運輸局への登録が必要ですが、登録にはこの協議会での協議を諮ることとされておりますことから、北見市が設置しております。

つきましては、貴職よりご推薦いただいております吉田 勝一委員が、平成25年1月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員の方をご推薦いただきたく、別紙推薦書により1月29日（火）までにご推薦いただきますようご依頼申し上げます。

なお、任期は2年間とさせていただきます。

事務局：保健福祉部介護福祉課  
庶務・指導担当  
電 話 2 5 - 1 1 4 4  
F A X 2 6 - 6 3 2 3

# 北見市福祉有償運送運営協議会設置要綱

## (設 置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定非営利活動法人等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、旅客から収受する対価その他これらを行う場合における安全性の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、北見市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び区域、旅客から収受する対価等に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) その他福祉有償運送について必要と認められる事項

## (組 織)

第3条 協議会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有償運送利用者代表
- (3) 地域住民代表
- (4) 地域ボランティア
- (5) 関係交通機関の代表及び運転者の代表
- (6) 関係行政機関
- (7) 北見市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利法人等の団体に属する者

## (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が調わない場合には、出席委員の3分の2以上の賛成により決することとする。

4 協議会委員が所属する特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できない。

5 協議会は必要により運送主体などの関係者の意見を聞くことができる。

## 北見市福祉有償運送運営協議会設置要綱

- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱うなど、公開することにより協議の妨げになると条議会が判断した場合は非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、北見市保健福祉部介護福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年 1月31日から施行する。